

吹田市商工ニュース COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

目次

- ◆ 平成28年度(2016年度)吹田市商工業振興施策について
4月から、部の名称が変わります 2・3
- ◆ いま流、若手人材の育て方 ~育成・戦力化への仕組み~ 4・5
- ◆ 第33回吹田産業フェア
吹田市商工振興ビジョン2025を策定しました 6
- ◆ 中小企業向け融資制度のご案内 7
- ◆ 事業主の皆様、福利厚生をお考えではないですか? 8

平成28年経済センサス-活動調査を6月1日現在で行います。

- 経済センサス-活動調査は事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするために
行われる大規模な基幹統計調査です。
- ご記載いただいた内容については、統計目的に使用され、目的外(税の資料等)に
使用されることはありません。
- 国、都道府県及び市町村における行政施策の立案や、民間企業における経営計画
の策定など、社会経済の発展を支える重要な基礎資料として活用されますので、
どうぞ御協力をお願いいたします。



経済センサス 活動調査

総務省・経済産業省・都道府県・市区町

平成28年度（2016年度） 吹田市商工業振興施策について

平成28年度の吹田市の主な商工業振興施策を次のとおり御紹介します。
詳細については、地域経済振興室までお問い合わせください。

企業情報収集・支援事業

市内中小企業を訪問し、企業経営者等との面談の実施による情報収集を行うことで、各企業の事業展開に対する支援や、企業間交流及びマッチングを推進するための支援を行います。

知的財産権取得補助金

特許権及び実用新案権の取得を行った市内中小企業者に対し、取得に要した費用の一部を補助します。

展示会等出展補助金

販路開拓を目的とした市内外で開催される展示会、見本市等に出展した市内中小企業者に対し、出展に要した費用の一部を補助します。

中小企業ホームページ作成事業補助金

販路開拓や自社PR等を目的として、市内業者に委託することにより新規にホームページの開設を行った市内中小企業者に対し、委託費用の一部を補助します。

商工業団体事業活動促進補助

商工業団体等が、商工業の振興を促進するために実施する調査研究、研修、催物、ホームページ・オリジナルグッズ制作について、その事業費の一部を補助します。

商店街等商業共同施設設置事業補助

商店街等が商業共同施設（カラー舗装・街路灯・アーケード等）を設置又は補修した場合に、その事業費の一部を補助します。

商業活性化コンサルタント派遣事業補助

運営改善等を検討する商店街等に対し吹田商工会議所がコンサルタント派遣した場合に、要した費用の一部を補助します。

商業相談事業

市内小売商店の経営体質の強化や各商業団体の経営近代化の促進を図るため、中小企業診断士による市内相談窓口の設置（毎月 第三木曜日）及び市内の巡回相談（毎月 第二・第四木曜日）を実施します。

情報発信事業

市内の商工業者に対して、各種関連情報を様々な方法で提供します。（FAX商業情報・商工ニュース・吹田市商工施策ガイドブック・吹田市の商業）

エコアクション21認証取得事業補助金

エコアクション21の認証を取得した市内中小企業者に対し、認証取得に要した費用の一部を補助します。

中小企業大学校受講補助金

市内中小企業者又はその従業員が経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校の研修を受講した場合に、受講料の一部を補助します。

中小企業資金融資事業

中小企業者に対する融資相談を行います。吹田市小企業者事業資金融資を受けた事業者に対し、信用保証料の一部を助成します。

《問い合わせ先》

市役所 まち産業活性部※ 地域経済振興室

（※ 4月から都市魅力部に名称変更）

TEL：06-6384-1356 FAX：06-6384-1292

～ 4月から、部の名称が変わります～

平成28年4月1日から、組織改正により「まち産業活性部」は「都市魅力部」に名称が変わります。都市魅力部は、地域経済振興室、文化のまちづくり室、スポーツ推進室と、新設のシティプロモーション推進室がひとつの部になります。

地域経済振興室の観光部門は、シティプロモーション推進室の担当部門になり、吹田市の様々な都市魅力を市内外に効果的に発信し、地域経済の活性化によりいっそうの力を入れていきます。

いま流、若手人材の育て方

～育成・戦力化への仕組み～

会社へのよりよい導き

新入社員の姿があちらこちらで見られるようになってきました。そしてその人たちがうまく会社に適応し、社会人としての仕事力を身に着けられるようにと新社員研修が行われています。就職するということは、従来と環境条件がガラリと変わり、大きな転換期を迎えることとなります。環境が変わるということは、会社でのちょっとした出来事でも過敏に反応し、強い印象を持つこととなります。

- ・何もわからないことからの戸惑い
- ・職場に対する不安
- ・上司、先輩の気心が分からない緊張感
- ・自分の想像していたこととのギャップ

等々、初めて体験する不安材料が重なったりするのも、この時期の特徴です。

新社員は、やがて会社の一員として重要な役割を果たす人材ですから、この時期の対応策をしっかりしておくことが大切です。つまり、よい接触によって不安や緊張を取り除き、スムーズに環境に慣れていけるよう会社側の配慮が必要となります。このアプローチを誤ると、不安と不確かな感情から出発することになり、仕事への興味も次第に薄らいでいくこととなります。

仕事への興味をつなぐ

会社にうまく導入していく基本的な条件としては、

- ・仕事を上手に教える、興味を感じさせる
- ・常によりコミュニケーションをとる
- ・勤務条件に気を配る

などがポイントになりますが、これらのことを受け入れ側が「会社の仕組み」として捉えることが、いま流の考え方となっています。

仕事の教え方として、よく言われることは「見て覚えなさい」とか「背中を見て盗め」等といった方法が多くとられるのが現場の一般的手法で

すが、いまの若者はTVゲームや携帯電話を駆使して育ったこともあって、その感覚は、「手引書」を見て学び実践してきたものですから、「この仕事を進めるためのマニュアルがありますか」と、当然のように質問してくる場合があります。考え方の面で大きなギャップが生じるかもしれません。

会社業務の全てをマニュアル化するというのは、難しいとしても、仕事上の環境を整え、個人の能力が発揮できる仕事につけ、安心感と満足感で仕事意欲が持てるという環境はできる限り整えたいものです。

1年後・3年後を見える化する

「会社の仕組み」としての配慮すべき事項としては、1年後・3年後の成長目標を見える化しておくことが大切です。現場の仕事というものは、毎日同じ作業の繰り返しが多いわけですから、「このままやっていって、先行きどうなるのかなあ」といったことを考えたりします。

建設業の会社の例ですが、建設現場の仕事はかなり種類が多く、また多くの業者との関連性で仕事が進められることとなります。その中で仕事をやっている、毎日バタバタと忙しく、一生こんなことをやっていくのかなあと疑問を感じるようになります。そこで、仕事を現場作業、品質管理、工程管理などとその内容を整理した上で、6カ月後・1年後・2年後・3年後といった期間に、どんな仕事ができるようになっていくかの目標（成長）内容を明示し、これを「見える化」しています。

現場の作業というものは、規模の大小がありますし、難易度の幅も大きいこと、期間の長短の違いなど、様々なケースがあるのですが、その中で標準的なパターンをとらえて設定しています。この会社では、これを「育成基準書」としています。

仕事を通じて成長を支援する

この育成基準書は、ひとつひとつの作業手順をマニュアル化するという大がかりなものではなく、主作業としての分類をもとに成長すべきステップを月別に示したもので、これを見れば、どんな仕事をやりながら能力を身につけていくかの目安が理解できます。したがって、月別の仕事の与え方、教え方、フォローアップの仕方は、この育成基準書をもとに進められることとなります。ちなみに、6ヵ月後の成長目標を見てみますと「〇〇業務について、上司の指示を受けて協力業者に作業指示ができる」とあります。

どうでしょうか、6ヵ月後の見える化で、このように自分の仕事の成長目標としての先行きが見えたとしたら、「よっしゃ！がんばろう」ということになるのではないのでしょうか。

もちろん、教え方の面では、

- 第1段階・習う準備をさせる
- 第2段階・作業を説明する
- 第3段階・やらせてみる
- 第4段階・教えた後をみる

の4つの段階を踏んで進められています。

お世話役をつくる

「会社の仕組み」としてのもう一つの検討材料では、メンター制度があります。最近では、本屋さんの店頭に、このメンター制度に関するものがかなり並ぶようになってきました。

メンター制度とは、会社で新入社員が様々な不安やストレスを蓄積することに対して、その相談にのり、私的な分野や仕事上の悩みにも共に考えながら支援するという役割の先輩社員を任命す

るというやり方をいいます。

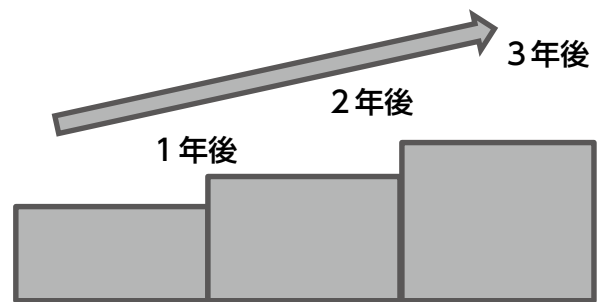
この制度を進めることによって、

- ・様々なストレスを軽減し、定着化を促進する
- ・仕事と生活全般を支援し、安心基盤をつくる
- ・仕事に必要な知識や技術、態度を指導し、早期に戦力化を図る

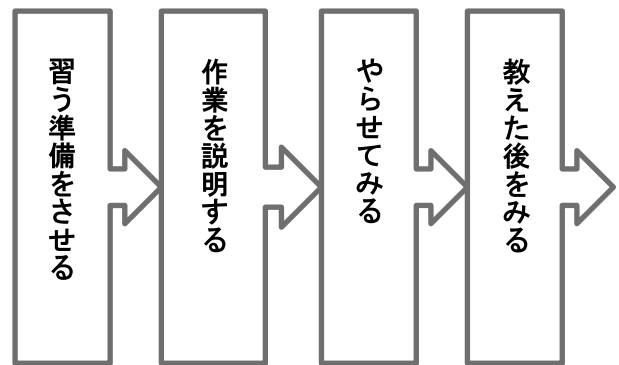
といった目的を果たすように推進するわけです。

若手を確保するのにそこまでやらなければならないのかとなるのですが、少子高齢化が進む中で、今後の会社の成長を考えると、若手の確保と育成は戦略的課題だといえる重要なものになってきています。

1年後・3年後の「見える化」



〇JTの4ステップ



◆ 筆者プロフィール ◆

吹田市商業相談員 中坊 久継氏

中小企業診断士 (株)NMR流通総研

代表取締役

商業活性化や地域振興、街づくり、経営革新などその実績は豊富。平成11年度経営診断シンポジウムで中小企業庁長官賞受賞。コンサル・テーマ「改革推進」をもとに活躍中。平成14年度より吹田市商業相談員に就任。

中坊先生の商業相談

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

・庁内相談(市役所市民相談室 中層棟1階6番窓口)

…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時

・庁外相談(巡回相談)

…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

第33回吹田産業フェア

吹田市内の産業を広く市民に紹介し、地元産業の振興をめざして開催している恒例の吹田産業フェア。本年も多くの事業者・団体の皆様に御出展いただきます。今年は健康・医療をテーマとしたセミナーや展示が企画されています。多くの方々の御参加をお待ちしております。

日時 平成28年5月7日(土)・8日(日)
午前10時～午後4時

場所 吹田市文化会館(メイシアター)、いずみの園公園、
吹田市役所駐車場

主催 吹田産業フェア推進協議会

お問い合わせ 吹田産業フェア事務局(吹田商工会議所内)



吹田市商工振興ビジョン2025を策定しました

「吹田市商工振興ビジョン2025」は、本市における経済状況や事業所実態等の現状を踏まえ、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間における本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示すものです。

基本理念と5つの基本方針を定めるとともに、各基本方針に基づく施策を推進するためのアクションプランを策定し、継続的に進捗管理を行うことで、地域経済の循環と活性化に役立てます。

ビジョンの詳しい内容は吹田市のHPでもご覧いただけます。



【基本理念】

地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造

【基本方針Ⅰ】

地域経済の新たな担い手の創出
— innovation —

【基本方針Ⅱ】

地域に根付いた産業集積の維持及び拡大
— cluster —

【基本方針Ⅲ】

地域経済を支える中小企業者の育成
— development —

【基本方針Ⅳ】

地域に根付いた魅力ある商業地づくり
— community —

【基本方針Ⅴ】

地域における事業活動の活性化に向けた環境整備
— platform —

～ 中小企業向け融資制度のご案内 ～

大阪信用保証協会の保証を付けた市や府の中小企業向け融資制度の相談業務を行っています。融資には条件があります。

	市		府	
制度名	小企業者事業資金 (大阪府市町村連携型融資)		小規模事業資金	経営安定資金
限度額	1000万円 (運転・設備資金)	200万円 (運転資金)	1250万円	2億 (うち無担保は 8000万円)
	既存の保証付融資残高との合算で1250万円以内			
返済期間	7年以内	1年以内	7年以内	7年以内
借入金利	1.2%	0.9%	1.6%	金融機関所定

(金利は今年9月1日現在)

また、市小企業者事業資金融資制度には、次のような補給制度があります。

●信用保証料の一部補給制度


一定の条件を満たしている方は、保証料を支払った日から1年以内に申請いただくと、1事業所あたり、1年度に2万円を上限に信用保証料が補助されます。

●金融機関に払い込んだ利子の一部補給制度

一定の条件を満たしている方は、融資実行日から3年以内(12回利子を支払った後)に申請いただくと、最初の約定返済に係る利子の支払いから起算して12回分支払った利子の額が補給されます。

このほか、府の開業サポート資金・日本政策金融公庫の新創業融資を受けている市内の事業所に、利子の一部補給制度があります。

いずれも、条件・手続き等については、吹田市地域経済振興室(TEL:06-6384-1356)にお問い合わせください。



貴社の福利厚生、おまかせくだ**サイ**!!!


吹田市勤労者福祉共済

＜対象＞
市内の会社、お店、
自営業者など

＜内容＞
◇祝金、見舞金などの
給付金
◇スポーツ観戦
レジャー施設
お食事券などの斡旋

＜会費＞
1人月額700円!
(半額以上を事業主が負担)

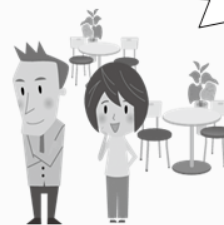
お待たよ♪



★くわしくは、お気軽にお問い合わせください★
勤労者福祉共済事務局 (吹田市役所2階 地域経済振興室内)
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
TEL 06-6384-1365 FAX06-6384-1292

お仕事さがしはJOBナビすいた

企業様からの求人受付中です!



- 職業紹介
- 就職に役立つセミナー
- 就労相談 などなど

吹田市片山町1-1
メロード吹田一番館2階
JR「吹田」駅東改札より北口すぐ
TEL 06-6310-5866
FAX 06-6310-5867

JOBナビすいた

検索

事業主の皆様 福利厚生をお考えではないですか？

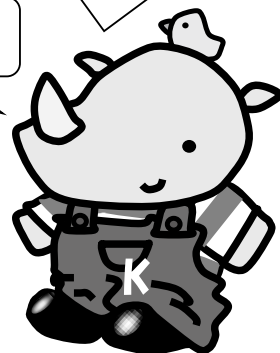
吹田市勤労者福祉共済

って、知っていますか？

明るい職場づくりって、
どうしたらいいんだろう？

職場旅行を企画したい！
少しでも安くいける方法はないかな？

がんばってくれてる社員に、
何かしてあげたいけど・・・



福祉共済キャラクターのキョーサイくん

吹田市勤労者福祉共済制度は、市内の事業所と吹田市が協力して個々の事業所では実施が困難な従業員の福利厚生事業を行い、従業員の福利の増進と企業の振興を図ることを目的としています！

Q1.誰でも加入できるの？

加入できるのは、常用従業員300人以下の市内に所在する事業所です

Q2.費用はどれくらい掛かるの？

会費は1人あたり月額 700円！入会金無し！
ただし、350円以上は事業主負担となります

給付事業

○結婚祝金

30,000円

加入1年以上または、勤続5年以上の方の結婚

○出産祝金

10,000円

本人または、その配偶者の出産

○入学祝金

子が小・中学校に入学・・・10,000円
本人が高校・大学に入学・・・15,000円

○永年勤続慰労金

8,000円～30,000円

勤続10・15・20・25・30・35・40年に達したとき

○傷病見舞金

9,000円～68,000円

欠勤日数14日以上が必要な傷病
※事業主は入院日数で支給

○死亡弔慰金

本人死亡・・・200,000円
配偶者死亡・・・100,000円
子・・・40,000円

※上記以外にも災害見舞金、重度障害見舞金、退会せん別金があります。

福利事業

人間ドック補助

・・・1回につき4,000円(1年度2回まで)

生活習慣病予防健診補助

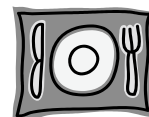
・・・1回につき2,000円(1年度2回まで)

宿泊補助

・・・1泊につき3,000円(1年度1回まで)

幹旋補助

・・・映画、コンサート、スポーツ観戦、レジャー施設、お食事券などを幹旋



従業員の福利厚生を検討されている事業主の方は、ぜひご連絡を！

<連絡先>

吹田市勤労者福祉共済事務局(吹田市役所2階 地域経済振興室内)

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

TEL 06-6384-1365 FAX 06-6384-1292

吹田市役所ホームページ⇒暮らしの分類「仕事・産業・消費生活」⇒「勤労者福祉共済制度」

アドレス <http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-machisangyou/chikikeizai/sangyorodo/O11806.html>